年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成29年2月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600367 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600224 号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月1日から平成26年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成23年12月から平成25年8月までは18万円から22万円、平成25年9月から平成26年5月までは18万円から24万円とする。

平成23年12月から平成26年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月から平成26年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB社における平成26年11月1日から同年12月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については9万8,000円から24万円とする。

平成26年11月の訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月1日から平成26年6月1日まで

② 平成26年11月1日から同年12月30日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間①及び②の標準報酬月額が 実際の給料の支給額より低く記録されている。給料支払明細書を提出するので、 年金額に反映するように標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち平成 23 年 12 月から平成 25 年8月までの期間については、

請求者が所持する給料支払明細書、預金取引明細表及び預金通帳並びにA社から 提出された賃金台帳(以下「賃金台帳等の資料」という。)によると、請求者は、 当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額 18 万円を超え る報酬月額の支払を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び平成 24 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額 22 万円 と比べ同額又は高額(平成 23 年 12 月から平成 24 年 7 月までは 22 万円、平成 24 年 8 月から平成 25 年 8 月までは 24 万円)の標準報酬月額に見合う厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①のうち平成25年9月から平成26年5月までの期間について、オンライン記録によると当該期間の標準報酬月額は当初18万円と記録されていたが、事業主からの届出により、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成28年11月17日に標準報酬月額18万円から24万円に訂正され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該訂正後の標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されているところ、賃金台帳等の資料によると、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額18万円を超える報酬月額の支払を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる平成25年4月から同年6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額24万円と同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、請求期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、賃金台帳等の資料により確認できる報酬月額から、平成23年12月から平成25年8月までは22万円、平成25年9月から平成26年5月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月から平成26年5月までの期間について、賃金台帳等の資料により確認できる報酬月額を年金事務所に対し届け出ていないことを認めている上、当該期間のうちの平成25年9月から平成26年5月までの期間については、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(訂正届)を年金事務所に提出しており、平成23年12月から平成26年5月までの期間に係る厚生年金保険料についても賃金台帳等により確認できる報酬月額に見合う保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年12月から平成26年5月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴

収する権利が時効により消滅していない期間であるところ、請求者が所持する平成 26 年 11 月分給料支払明細書及び預金通帳によると、資格取得時の報酬月額 23 万円に基づき決定される標準報酬月額 24 万円は、オンライン記録の標準報酬月額 9 万 8,000 円を超えることから、請求者の当該期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600381 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600225 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年6月 29日から昭和 55 年7月1日に訂正し、昭和 55 年6月の標準報酬月額を 11万円とすることが必要である。

昭和55年6月29日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年6月29日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年6月29日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和55年6月30日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、資格喪失日は昭和55年6月29日とされている。当時の手帳の内容から昭和55年6月30日まで同社に勤務していたこと、6月給料明細から請求期間に係る厚生年金保険料も控除されていたことが確認できるので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和 55 年当時の手帳に記載された内容及び国民年金の記録により、請求者は昭和 55 年 6 月 30 日までA社において勤務していたことがうかがえるところ、請求者から提出された同社の 6 月分給料明細により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和55年5月の厚生年金保険の記録及び上述の給料明細の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、A社を承継するB社は、昭和55年6月29日から同年7月1日まで の期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和55年6月29日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600678 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600228 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

請求期間において、A社より賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準 賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する給与支給明細書(2005年12月分賞与)により、A社から35万円の賞与が支払われ、標準賞与額35万円に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、同僚から提出された預金通帳に記載されている振込日から、平成17年12月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600618 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600226 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年9月6日から昭和47年2月12日まで 昭和40年3月から昭和47年2月までC社において勤務していたにもかかわ らず、請求期間については、A社に係る厚生年金保険の被保険者として記録さ れている。

しかし、A社で勤務したことは一度もなく、誤った記録になっているので同社に係る被保険者記録を取り消し、事実に基づく記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者は、昭和46年9月6日から昭和47年2月12日までA社に係る厚生年金保険の被保険者とされているところ、同社で勤務したことは一度もないと主張して、被保険者記録の取消しを求めている。

しかしながら、A社の後継会社であるB社は、請求期間に係る人事記録等の資料は残っていない旨の回答をしており、請求者の請求内容における事実関係について確認することができない。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、A社における被保険者記録は、C社における厚生年金保険被保険者記号番号と同一の記号番号で管理されており、被保険者氏名及び生年月日も請求者の氏名及び生年月日と一致していることが確認できる。

なお、請求者は、請求期間について、C社に勤務していた期間であると主張しているものの、雇用保険の記録、年金事務所に保管されている請求者の同社に係る退職所得の源泉徴収票及び同社から提出された社員名簿によれば、請求者は同社を昭和46年2月28日に退職していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の相違について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録について訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600619 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600227 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の 喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年3月1日から昭和47年*月*日まで

A社の退職日について、同社の本店が昭和 46 年*月に移転し、その約1年後に退職したと記憶しているにもかかわらず、年金記録では、同社の資格喪失日が昭和 46 年3月1日となっているので、記録を訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社の本店が移転してから約1年後に退職したと主張し、同社の本 店移転日等が確認できる新聞広告及び地図を提出している。

しかしながら、上述の新聞広告及び地図では、A社が昭和 46 年*月*日に本店を移転していることは確認できるものの、請求者が請求期間に同社で勤務していたことについては確認することができない。

また、年金事務所に保管されている請求者のA社に係る退職所得の源泉徴収票 及び同社から提出された社員名簿により、請求者が同社を昭和46年2月28日に 退職していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によれば、A社に係る離職日は昭和46年2月28日となっているところ、当該離職日の翌日は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致する。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600616 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第 1600005 号

第1 結論

昭和40年4月1日から昭和45年3月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和40年4月1日から昭和45年3月1日まで 年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給済みであるとのことだった。

しかし、私は結婚準備のため退職した際、事務担当者から脱退手当金の手続きをするよう説明を受けたが請求しなかった。受け取った記憶もないので調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、請求者が現在も所持している被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、日本年金機構A年金事務所が保管する請求期間に係る厚生年金保険脱退 手当金裁定請求書には、請求者が当時住んでいた住所が記載されている上、裏面 の通算老齢年金制度に関する意見欄には、当該制度を承知しながらも厚生年金保 険からの脱退を希望するとして請求者の署名が確認できることを踏まえると、請 求者の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約3か月後の昭和45年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに請求者に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600617号 厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第 1600006号

第1 結論

昭和40年3月5日から昭和46年3月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和40年3月5日から昭和46年3月1日まで A社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された期間と されているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、脱退手当金の支給記録

を取り消し、請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構B年金事務所から提出された、請求期間に係る脱退手当金裁定請求書には、請求者が当時住んでいたとする住所が記載されており、厚生年金保険脱退手当金裁定伺には、支払決定通知書を当該住所地近くの金融機関に提示し、受給する扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が当該住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には請求期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されている。

また、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和46年7月3日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。